

甲州市結婚等新生活支援補助金交付要綱

令和6年8月28日

告示第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の若者の定住促進及び少子化対策を推進するため、結婚又はパートナーシップ宣誓（以下「結婚等」という。）を機に本市で新生活を開始することに伴う費用の一部について、予算の範囲内で甲州市結婚等新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甲州市補助金等交付規則(平成17年甲州市規則第49号。第7条及び第8条において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚等世帯 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。

ア 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に定める婚姻の届出を行い、受理された夫婦の世帯

イ 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に甲州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年甲州市告示第172号）第6条に規定する宣誓書等受領証等の交付を受けた又は山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条に規定する受領証の交付を受けたパートナー同士の世帯

(2) 住居費 次に掲げる費用をいう。

ア 結婚等を機に自己の居住の用に供する市内に存する住宅（以下「補助対象住宅」という。）を取得する際に要した費用で、建物の購入費を対象とする。

イ 補助対象住宅を賃貸する際に要した費用で、賃料、共益費、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、仲介手数料を対象とする。ただし、前号アに規定する夫婦又は同号イに規定するパートナー同士（以下「夫婦等」という。）が、結婚等を機に夫婦等の一方が結婚等の前から賃貸している住宅にもう一方が入居する場合や、結婚等の前から夫婦等が同居している住宅にあっては、次のいずれかに該当する費用を対象とする。

- (ア) 夫婦等の一方が結婚等の前から賃借していた住宅の場合は、結婚等を契機とした同居開始後に生じた費用
- (イ) 結婚等の前から夫婦等が同居している住宅の場合は、結婚等の後に生じた費用
- (3) リフォーム費用 補助対象住宅をリフォームした際に要した費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいい、倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等に係る工事費用並びに家電の購入及び設置に係る費用については含まない。
- (4) 引越費用 補助対象住宅へ引越をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚等世帯（次項において「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 結婚等の日における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (2) 夫婦等の合計所得額(所得証明書（第6条第2項の規定による申請を行う日（以下「資格認定申請日」という。）において取得できる最新年度の所得証明書をいう。以下同じ。）に記載された夫婦等の所得を合算した金額をいう。以下同じ。)が500万円未満（夫婦等の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っていた場合にあつては、当該所得証明書の証明する期間と同一期間に返済した貸与型奨学金の額を夫婦等の合計所得額から控除した額が500万円未満）であること。
- (3) 第7条の規定による申請を行う日から夫婦等の双方又は一方が5年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (4) 夫婦等のいずれも、市税等に滞納がないこと。
- (5) 夫婦等のいずれも、本市又は他の自治体を実施する地域少子化対策重点推進交付金に基づく結婚新生活支援事業に係る補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていないこと。
- (6) 資格認定申請日又は第7条の規定による申請を行う日において、夫婦等の

双方又は一方の住民票の住所が補助対象住宅の住所にあること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度において、第6条第2項の規定による資格認定を受けた世帯で、前年度において交付を受けた補助金の額が第5条に規定する上限額に達しなかった世帯又は交付を受けなかった世帯(以下「前年度継続世帯」という。)は、補助対象世帯とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った住居費、リフォーム費及び引越費用の合算額(夫婦等が、その勤務先等からこれらの費用に関する住宅手当、引越費用にかかる補助金その他これらに類する手当等(以下「住宅手当等」という。)を受けている場合は、当該住宅手当等の額を控除した額)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1世帯当たり上限額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 結婚等の日において、夫婦等のいずれも29歳以下の世帯 60万円
- (2) 前号以外の世帯 30万円

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度継続世帯の補助金の上限額は、前項に規定する上限額から前年度において確定した補助金の額を控除した額とする。

(資格認定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ第3条第1項第1号から第6号までの要件に該当することの認定(以下「資格認定」という。)を受けなければならない。

- 2 資格認定を受けようとする者(以下「資格認定申請者」という。)は、令和7年3月31日までに、甲州市結婚等新生活支援補助金資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、パートナーシップ宣誓に係る受領証等の結婚等を証明する書類
- (2) 所得証明書

(3) 貸与型奨学金の返済期間及び返済額を確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(4) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請に係る添付書類について、当該書類による確認事項が市の所有する情報等で確認できるものである場合にあっては、当該情報等の確認に申請者が同意したときは、添付を省略することができる。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、甲州市結婚等新生活支援補助金資格認定(不認定)決定通知書(様式第3号)により、資格認定申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第7条 規則第2条の規定による申請は、甲州市結婚等新生活支援補助金交付申請兼実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、前条第4項の規定により資格認定を受けた日(次項において「資格認定日」という。)の属する年度の末日までに、行うものとする。

(1) 補助対象住宅の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し(住居費を要した場合に限る。)

(2) リフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し(リフォーム費用を要した場合に限る。)

(3) 住居費、リフォーム費用又は引越費用を支払ったことが分かる書類

(4) 住宅手当支給証明書(様式第5号)(住宅手当等を受けている場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度継続世帯にあっては、規則第2条の規定による申請は、甲州市結婚等新生活支援補助金交付申請兼実績報告書(継続用)(様式第6号)に前項各号に掲げる書類を添えて、資格認定日の属する年度の翌年度の末日までに、行うものとする。

3 第1項及び前項の規定による申請に係る添付書類について、当該書類による確認事項が市の所有する情報等で確認できるものである場合にあっては、当該情報等の確認に申請者が同意したときは、添付を省略することができる。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、規則第6条の規定による実績報告とみ

なす。

(補助金交付決定及び額確定通知)

第8条 規則第4条の規定による通知は、甲州市結婚等新生活支援補助金交付決定兼額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項の規定による通知は、規則第7条の規定による通知とみなす。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた世帯に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣して調査させることができる。

2 補助金の交付を受けた世帯は、前項の報告又は調査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年6月28日告示第▼号)

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

甲州市結婚等新生活支援補助金資格認定申請書

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

甲州市結婚等新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の資格認定を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名		生年月日	結婚等の時点の年齢
申請者	(ふりがな)	年 月 日	歳
パートナー 配偶者又は	(ふりがな)	年 月 日	歳
1	結婚等の届出日	年 月 日	
2	所得	(申請者) 円	(配偶者又はパートナー) 円 (合計) 円
	貸与型奨学金返済額	(申請者) 円	(配偶者又はパートナー) 円 (合計) 円

添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書、婚姻後の戸籍謄本、パートナーシップ宣誓に係る受領証等の結婚等を証明する書類
- (2) 所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の返済期間及び返済額を確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)
- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

誓約書兼同意書

甲州市結婚等新生活支援補助金の(資格認定・交付)の申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) 甲州市結婚等新生活支援補助金交付要綱第7条の規定による申請を行う日から夫婦等の双方又は一方が5年以上継続して甲州市に居住する意思があります。
- (3) 市税等に滞納はありません。
- (4) 甲州市又は他の自治体を実施する地域少子化対策重点推進交付金に基づく結婚新生活支援事業に係る補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていません。

2 同意事項

- (1) 甲州市結婚等新生活支援補助金の適正な執行に必要な範囲内で、住民記録台帳、戸籍情報、課税状況、納税状況その他受給資格に関する事項について、調査、閲覧、取得することに同意します。
- (2) 住宅手当等の受給について、勤務先等に照会等することに同意します。
- (3) 市長が報告を求めた場合には、これに協力します。

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者

(署名)

配偶者又はパートナー

(署名)

様式第4号(第7条関係)

甲州市結婚等新生活支援補助金交付申請兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり甲州市結婚等新生活支援補助金の交付を受けたいので、甲州市結婚等新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

氏名		生年月日
申請者	(ふりがな)	年 月 日
パートナー 配偶者又は	(ふりがな)	年 月 日
1	補助対象住宅住所	甲州市
2	補助対象経費	
補助対象住 宅取得等費 用	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額	円
	補助対象期間支払(予定)額(A)	円
補助対象住 宅賃貸費用	賃料 月額 円…①	共益費 月額 円…②
	補助対象月額③(①+②) 円	
	補助対象期間 年 月から 年 月まで(箇月分)…④	
	敷金	円…⑤
	礼金	円…⑥
	仲介手数料	円…⑦
	小計(D)	円…((③×④)+⑤+⑥+⑦)

リフォーム費用	リフォーム費用	円
	補助対象期間支払(予定)額(B)	円
引越費用	引越日	年 月 日
	引越費用(C)	円
住宅手当等(E)	<input type="checkbox"/> 住宅手当等を受けていません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり住宅手当等を受けています。	円
合計(F)	(A + B + C + D - E)	円

3 補助金申請額

(F)と補助上限額を比較し少ない額 円
(1,000円未満切り捨て)
※補助上限額30万円
(結婚等の日において、夫婦等のいずれも29歳以下の場合にあっては、60万円を上限とする。)

4 添付書類 ※該当する項目に☑を記入

- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅を購入又は新築又は改修する場合に限る。)
- 住居の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借した場合に限る。)
- 住宅手当支給証明書(様式第5号)(住宅手当等を受けている場合に限る。)
- 引越費用を支払ったことが分かる書類(領収書等)(引越費用について補助金の交付を受けようとする場合に限る。)
- その他、市長が必要と認める書類

補助金の振込口座 ※夫婦等のいずれかの名義の口座とすること。

金融機関名	銀行 信用金庫		本店					
	信用組合 農協		支店					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

(宛先) 甲州市長

給与等の支払者

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

住宅手当等支給証明書

次の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当等支給状況

住宅手当	円/月額	(年 月現在)
その他の住宅に関する手当		
	円	(年 月 日支給)
	円	(年 月 日支給)
	円	(年 月 日支給)
	円	(年 月 日支給)

注意事項

- 1 住宅手当欄には、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担している直近の住宅手当月額を記入してください。
- 2 その他の住宅に関する手当欄には、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、住宅手当に記入した金額以外に住宅に関する、敷金、礼金、仲介手数料、リフォーム費用、引越費用等を事業主が従業員に対し支給又は負担した実績がある場合のみ、手当の内容・金額・支払月を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第6号(第7条関係)

甲州市結婚等新生活支援補助金交付申請兼実績報告書(継続用)

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり甲州市結婚等新生活支援補助金の交付を受けたいので、甲州市結婚等新生活支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、申請します。

年度交付決定日	年 月 日
年度交付金額(A)	円
年度交付上限(B)	円
年度交付上限額 (C) = (B) - (A)	円
補助対象住宅 取得等費用	補助対象期間支払額(D) 円
補助対象住宅 賃貸費用	賃料 月額 円…① 共益費 月額 円…②
	補助対象月額③(①+②) 円
	補助対象期間 年 月から 年 月まで(箇月分)…④
	合計(G) 円…(③×④)
リフォーム費用	補助対象期間支払額(E) 円
引越費用	引越費用(F) 円
住宅手当等 (H)	<input type="checkbox"/> 住宅手当等を受けていません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり住宅手当等を受けています。 円
合計(I)	(D + E + F + G - H) 円
補助金申請額 ※(C)と(I)を比較し、少ない額を 記入(1,000円未満切り捨て)	円

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市結婚等新生活支援補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲州市結婚等新生活支援補助金の交付について、次のとおり補助金の交付を決定し、補助金額を確定したので甲州市結婚等新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金交付決定及び確定額